

次のとおり開館時間等を変更するので、公示します。

平成二十六年六月二十日

奈良県知事 荒井正吾

一 変更する期間

平成二十六年七月一日から同年八月三十一日まで

二 変更に係る規則、告示、公告及び業務並びに変更内容

変更に係る規則、告示、公告及び業務	変更内容	
	変更前	変更後
<p>規則 奈良県精神保健福祉センター管理規則 (昭和六十三年十二月奈良県規則第四十八号)</p>	<p>開館時間 午前九時から午後五時まで</p>	<p>開館時間 午前八時三十分から午後四時三十分まで</p>
<p>奈良県消費生活センター規則(昭和四十五年五月奈良県規則第十八号)(大和高田市に設置する奈良県消費生活センターに限ります。)</p>	<p>開館時間 午前九時から午後五時まで</p>	<p>開館時間 午前八時三十分から午後四時三十分まで</p>
<p>告示 奈良県外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等閲覧規程(平成十一年三月奈良県告示第六百七十一号)</p>	<p>閲覧時間 午前九時から午後五時まで</p>	<p>閲覧時間 午前八時三十分から午後四時三十分まで</p>
<p>公告 平成二十五年十月八日付け奈良県公報第二千五百十七号で公告した物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する</p>	<p>申請の受付時間 午前九時から正午まで及び午後一</p>	<p>申請の受付時間 午前八時三十分から正午まで及び</p>

<p>る規程</p>	<p>平成二十六年三月十一日付け奈良県公報第二千五百五十九号で公告した大規模小売店舗の変更の届出に関する公告 (アピタ大和郡山店) (大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名並びに大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名の変更)</p>		<p>時から午後五時まで</p>	<p>午後一時から午後四時三十分まで</p>
<p>平成二十六年三月十一日付け奈良県公報第二千五百五十九号で公告した大規模小売店舗の変更の届出に関する公告 (アピタ大和郡山店) (大規模小売店舗の施設の配置に関する事項及び大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更)</p>	<p>平成二十六年三月十一日付け奈良県公報第二千五百五十九号で公告した大規模小売店舗の変更の届出に関する公告 (アピタ西大和店)</p>	<p>縦覧時間</p>	<p>午前九時から午後五時まで</p>	<p>午前八時三十分から午後四時三十分まで</p>
<p>平成二十六年三月十四日付け奈良県公報第二千五百六十号で公告した大規模小売店舗の変更の届出に関する公告 (ハーベスあやめ池店)</p>				

業	<p>平成二十六年三月十四日付け奈良県公報第二千五百六十号で公告した大規模小売店舗の変更の届出に関する公告（ハーベス五位堂店）</p> <p>平成二十六年四月十一日付け奈良県公報第二千五百六十八号で公告した大規模小売店舗の変更の届出に関する公告（ダイエー富雄店）</p> <p>平成二十六年四月二十五日付け奈良県公報第二千五百七十二号で公告した大規模小売店舗の変更の届出に関する公告（ホームセンターコーナン生駒店）</p> <p>平成二十六年五月三十日付け奈良県公報第二千五百八十二号で公告した大規模小売店舗の新設の届出に関する公告（（仮称）桜井ショッピングセンター）</p> <p>（奈良県産業・雇用振興部産業政策課における縦覧に限りません。）</p> <p>平成二十六年六月三日付け奈良県公報第二千五百八十三号で公告した大規模小売店舗の変更の届出に関する公告（グルメシティ北大和）</p>				
利用時					
午前九時か					
午前八時三					

		務	
奈良県知事の資産等報告書等の閲覧			
間		間	
閲覧時		午後五時 まで	午後五時 から十分
午前九時か ら正午まで 及び午後一 時から午後 五時まで	午前八時三 十分から正 午まで及び 午後一時か ら午後四時 三十分まで	午後四時三十 分まで	午後四時三十 分まで

三 変更の理由

県庁その他の県の事務所における節電対策及び職員のワーク・ライフ・バランス推進の一環として、職員の勤務時間を午前八時から午後四時四十五分までとする措置を講ずることとしたため